

成年後見制度における社会福祉士に期待される役割

—「成年後見関係事件の概況」の分析を中心に—

Expected Role of Certified Social Workers in Adult Guardianship
~ Focusing on Analysis of Adult Guardianship ~

小 川 幸 裕

I. はじめに

1. 研究の背景と目的

成年後見制度は、社会福祉サービスの利用が措置制度から契約制度に転換し、判断能力の不十分な高齢者や障害者などの権利を擁護するための法的な支援システムとして2000年に創設された¹⁾。判断能力を喪失し、または減退した者に関するかつての保護制度は、禁治産・準禁治産制度であったが、これは基本的にその財産を保護する制度であった(赤沼 2012)。しかし、禁治産・準禁治産制度は、後見人として本人の財産を自由にしたいと考える者や本人の財産を維持したいという相続人からの申し出など「活用ではなく悪用されるケースが少なくなった」(床谷 2001:54) ことなどから、「禁治産・準禁治産者制度は、高齢者・障害者の個人としての近代社会における「自立」を助ける制度とは、到底いえなかった」(大曾根 2000:140) ため、制度の見直しが求められていた。

このような経緯の中、成年後見制度は、精神上の障害により判断能力が不十分な者の判断能力を補い、その者の権利や利益を擁護する制度として2000年に創設され、「本人の意思の尊重」「残存能力の活用」「ノーマライゼーション」の現代的な理念と本人保護の理念との調和を図ることを目指した制度となっている。しかし、成年後見制度には多くの課題が指摘され運用の改善が求められている(床谷 2001; 飯田 2004; 赤沼 2012; 新井 2010; 田山 2016)。主な課題には、①後見類型における欠格事由、②医療同意、③生活保護および低所得者に対する対策、④市町村における成年後見制度利用支援事業の整備格差、⑤後見人等への

監督体制、⑥不明確な後見報酬、⑦死後事務の範囲、⑧金融機関など関係機関の制度理解などが指摘されている。

これらの課題への対応として、2017年3月に内閣府より「成年後見制度利用促進基本計画について」が出され、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行、身上保護等の福祉的な観点も重視した運用の必要性などが示された(内閣府:2017)。特に、国から出される成年後見制度に関する資料においてはじめてソーシャルワークの用語が用いられるなど、福祉的な観点を重視した制度運用が目指されており、後見活動においても法律行為に加えアドボカシーや見守り支援体制の構築がより求められている。

このような中、社会福祉士会をはじめ社会福祉関係者は成年後見制度の創設当初から、成年後見制度を権利擁護の仕組みとして積極的に推進する立場をとり、身上監護に重点をおいた後見活動を積み重ねてきた(福田 2004; 川端 2011; 星野 2015)。

成年後見制度と社会福祉士に関する研究では、後見活動におけるソーシャルワーカーの専門性にもとづいた役割に関する検討(福島 1999; 鎌田 2000; 池田 2002)、後見活動でのアドボカシーやコーディネーションの必要性に関する検討(福田 2004; 池田 2007)、社会福祉士による後見活動における身上監護と後見報酬に関する検討(斎藤 2013)、後見活動をとおしたソーシャルアクションの可能性に関する検討(星野 2015)がみられる。

これまでの研究をみると、社会福祉士は成年後見制度に関連する老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法などの法改正や予算措置、計画策定といった社会的要請に応じて、後見活動において担う役割を変容させてきていると考えられる。障害者権利条約の批准や成年後見制度利用促進計画など、今後、さらに福祉的な観点を重視した制度運用が求められる中で、社会福祉士がどのような役割を担うことができるか検討する必要がある。

社会福祉士が専門職後見人として後見活動で、今後どのような役割を果たすことが求められるのかを明らかにする上で、これまでの運用状況を整理することは有効であると考えた。

成年後見制度の運用状況に関する研究では、最高裁判所の統計資料「成年後見関係事件の概況」に基づいた分析が行われている。「成年後見関係事件の概況」を用いた分析は、5年を節目として成年後見制度の運用状況を振り返る目的で、新井（2005）や山門（2005）、白井（2005）によって行われており、新井（2005）は2000年から2004年までの4年間の運用状況を分析し、成年後見の社会化の必要性を指摘している。

その後、成年後見制度が創設されてから10年が経過したことを契機に、新井（2010）、小田（2010）、安藤（2011）によって「成年後見関係事件の概況」の分析が行われている。小田（2010）は、2000年から2009年までの成年後見関係事件の概況と家庭裁判所における運用の実情を紹介し、家庭裁判所による取り組みの効果と成年後見制度を支える連携体制の必要性を述べている。新井（2010）も9年間のデータ分析から成年後見制度の利用促進に向けたネットワーク構築と支援組織の設立の必要性を述べている。安藤（2011）は、2009年単年度のデータ分析から権利擁護に関する地域包括システムの構築の必要性、制度の普遍的普及と地域格差の解消、ネットワークリーダーの素養を備えた社会福祉士の必要性を指摘している。近年では、小野（2014）が、2014年単年度のデータ分析から、成年後見制度と日常生活自立支援事業の運用の現状と問題点を整理し、公的支援システムの確立と成年後見制度の新たなグランドデザインの必要性を提示している。

しかし、これまでの研究ではデータ分析から社

会福祉士に期待される役割について検討は行われておらず、横断的な分析も2010年以降は行われていない。本研究の意義は、成年後見制度利用促進計画をうけて成年後見制度の運用が今後大きく変化することが予測される中、「成年後見関係事件の概況」の横断的な分析から運用上の課題を整理し、成年後見制度においてソーシャルワーク専門職である社会福祉士が担うべき役割を考察し提示することにある。

そこで本稿では、2000年から2016年までの「成年後見関係事件の概況」の分析から成年後見制度の課題を明らかにし、成年後見制度において社会福祉士に期待される役割を明らかにすることを目的とする。

Ⅱ. 成年後見制度運用の実態

2000年から2016年までの最高裁判所総務局家庭局「成年後見関係事件の概況」の分析をもとに成年後見制度の運用状況と課題を整理する²⁾。

1. 運用の現状

1) 利用者数

2016年12月末日時点における成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で203,551人（前年は191,335人）であり、対前年比約6.4%の増加となっている。成年後見の利用者数は161,307人（前年は152,681人）であり、対前年比約5.6%の増加となっている。保佐の利用者数は30,549人（前年は27,655人）で、対前年比約10.5%の増加、補助の利用者数は9,234人（前年は8,754人）で対前年比約5.5%の増加、任意後見の利用者数は2,461人（前年は2,245人）で対前年比約9.6%の増加となっている。過去7年の利用数の推移をみると後見類型が少し減少するものの全体の約80%を占め、保佐類型が少し増加し全体の15%、補助類型は変化なく約1%であった（表1）。

2) 申立て件数

2016年は成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で34,249件であり、後見開始の審判

表1 利用者数の推移

	2010		2011		2012		2013		2014		2015		2016	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
総数	140,309	100	153,314	100	166,289	100	176,564	100	184,670	100	191,335	100	203,551	100
成年後見	117,020	83.4	126,765	82.7	136,484	82.1	143,661	81.4	149,021	80.7	152,681	79.8	161,307	79.2
保佐	15,589	11.1	17,917	11.7	20,429	12.3	22,891	13.0	25,189	13.6	27,655	14.5	30,549	15.0
補助	6,225	4.4	6,930	4.5	7,508	4.5	8,013	4.5	8,341	4.5	8,754	4.6	9,234	4.5
任意後見	1,475	1.1	1,702	1.1	1,868	1.1	1,999	1.1	2,119	1.1	2,245	1.2	2,461	1.2

表2 申立件数の推移

	(件)																
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
総数	9,007	11,088	15,151	17,086	17,246	21,114	32,629	24,988	26,459	27,397	30,079	31,402	34,689	34,548	34,373	34,782	34,249
後見開始	7,451	9,297	12,746	14,462	14,532	17,910	29,380	21,297	22,532	22,983	24,905	25,905	28,472	28,040	27,515	27,521	26,836
保佐開始	884	1,043	1,521	1,627	1,687	1,968	2,030	2,298	2,539	2,837	3,375	3,708	4,268	4,510	4,806	5,085	5,325
補助開始	621	645	737	805	784	945	859	967	947	1,043	1,197	1,144	1,264	1,282	1,314	1,360	1,297
任意後見監督人選任	51	103	147	192	243	291	360	426	441	534	602	645	685	716	738	816	791

の申立件数は26,836件、保佐開始の審判の申立件数は5,325件、補助開始の審判の申立件数は1,297件であった。任意後見監督人選任の審判の申立件数は791件となっている。なお、この間の最高値は2015年の34,782件である(表2)。

申立件数の総数は、2012年をピークに減少に転じている。後見開始は2013年から2016年までに1636件減少し、補助開始と任意後見監督人選任は2016年に減少に転じ、補助開始は63件、任意後見監督人選任は25件減少している。保佐開始のみ一貫して増加している。

また、2006年に大きな増加がみられる。2006年の成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は合計で32,629件)であり、対前年比約55%の増加、後見開始の審判の申立件数は29,380件で対前年比約64%の増加となっている。これらの増加の要因は、介護保険法改正により地域包括支援センターが設置され申立て前の相談支援の環境が整備されたことや、障害者自立支援法の創設により、知的障害・身体障害・精神障害の3障害の一元化と共通の仕組みによる福祉サービス利用制度の導入により、利用者と福祉サービス提供事業者との契約行為が必要になり成年後見制度と密接な繋が

りができたことによるものと考えられる(安藤2011)。

3) 審理期間

2016年の成年後見関係事件の終局事件合計34,346件のうち、1ヶ月以内に終局したものが45.5%で最も多く、次いで1ヶ月を超え2ヶ月以内が31.9%、2ヶ月を超え3ヶ月以内が12.0%であった。3ヶ月以内に終局したものは89.4%と約9割となっている。2000年では、3ヶ月以内42.7%と半数以下であり6ヶ月を超えも14.6%と高かったことから、鑑定期間が短縮化している傾向にある(表3)。その背景には鑑定を担当する医師や成年後見人等の候補者の母体となる団体等との連携が進められたことに加え、鑑定人の選任が比較的容易になったこと、事案に応じて適切な成年後見人等を選任することが可能となったことや、家庭裁判所においても新設された本人の陳述聴取の迅速な手続等、審理を円滑に行うための努力がされていることが考えられる。

4) 被後見人の男女・年齢

2016年における本人の男女別割合は、男性が41.1%、女性が58.9%で、男性では80歳以上が

最も多く全体の34.5%を占め、次いで70歳代の24.1%となっている。女性でも80歳以上が最も多く全体の63.8%を占め、次いで70歳代の18.3%となっている。本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の69.2%、女性では女性全体の86.8%を占めている（表4）。

過去17年の推移をみても2006年を除いて男女ともに80歳以上の占める割合は増加しており、高齢化が進行していることが伺える。この年代層は身体機能の低下や認知症など医療・福祉的支援を必要とする後期高齢者であるとともに身寄りが少ない場合も他の年代層よりも多い。また、親族がいる場合は相続や不動産の処分など財産に関する法的処理を必要としている層でもある。

被後見人の男女年齢別の推移をみると2006年に変化が見られる。男性では、30歳代が最も多く全体の18.0%を占め、次いで40歳代の16.5%となっている。女性では80歳以上が最も多く全体の33.7%を占め、次いで70歳代の17.5%となっているが、20歳代7.3%（2005年2.6%）、30歳代12.2%

（2005年4.6%）、40歳代12.2（2005年5.5%）と20歳代から40歳代が前年から約2倍から3倍に増加している。

5) 申立人と本人との関係

2016年の成年後見人選任事件申立人と本人の関係についてみると、子が最も多く10,023件で全体の29.1%を占め、次いで市区町村長が6,466件で18.8%、その他親族が4,391件（12.8%）の順となっている。親族による申し立ては、77.7%と全体の約8割を占めており、残り約2割が市町村長による申し立てである（表5）。過去17年の推移をみると、本人、法定後見人等、任意後見人等、市町村長が増加傾向にあり、配偶者、親、子、兄弟姉妹は減少傾向にある。また、検察官は2000年の0.0%から変化はみられない。特に、2016年には市町村長が全体の2割を占めるなど、市町村長に関わる体制の整備が徐々にではあるが進んでいることが伺われる（表6）。市町村長は、本人について「その福祉を図るため特に必繋があると認め

表3 審理期間別の割合の推移

	(%)																
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
1月以内	8.3	5.9	7.5	9.4	21.1	12.1	26.2	31.4	36.5	40.9	48.9	53.7	54.1	49.4	47.6	44.8	45.5
1月超え2月以内	16.9	13.8	16.0	19.1	19.3	23.0	29.4	26.6	27.5	28.6	26.2	25.4	26.4	28.4	29.3	31.4	31.9
2月超え3月以内	17.5	15.6	16.7	17.7	15.4	21.6	17.5	17.9	15.9	14.3	11.8	10.5	10.3	11.9	12.1	12.5	12.0
3月超え4月以内	18.5	15.3	16.2	15.3	10.7	15.7	10.0	10.7	8.8	7.6	6.4	4.9	4.5	5.2	5.3	6.0	5.3
4月超え5月以内	14.0	12.9	12.5	11.5	7.3	10.0	6.3	5.2	4.5	3.7	2.9	2.3	2.0	2.5	2.7	2.6	2.4
5月超え6月以内	10.3	10.2	9.4	8.6	15.5	6.2	3.8	3.0	2.6	1.7	1.5	1.4	1.1	1.1	1.2	1.1	1.2
6月超え	14.6	26.2	21.7	18.4	10.8	11.4	6.9	5.2	4.2	3.0	2.3	1.8	1.7	1.6	1.8	1.6	1.7

表4 被後見人の男女・年齢別割合の推移

	(%)																																	
	2000		2001		2002		2003		2004		2005		2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012		2013		2014		2015		2016	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
30歳未満	7.3	2.3	6.4	3.0	7.1	3.2	7.8	3.4	6.6	3.3	6.6	2.7	12.7	7.5	5.5	2.4	5.2	2.1	4.2	1.6	4.4	1.6	3.8	1.5	4.0	1.7	3.4	1.5	3.4	1.4	3.5	1.6	3.4	1.6
30歳代	8.5	4.5	8.4	3.4	10.3	4.7	11.5	5.0	11.4	5.0	10.5	4.6	18.0	12.2	7.2	3.6	6.0	2.9	5.5	2.3	5.6	1.9	4.7	1.9	4.5	1.8	4.1	1.6	3.9	1.8	3.6	1.7	3.4	1.4
40歳代	11.8	5.9	11.2	5.5	10.9	5.4	12.2	6.0	12.0	6.3	11.1	5.5	16.5	12.2	9.0	4.3	7.9	3.5	7.8	3.3	7.9	3.2	7.3	2.8	7.3	3.0	7.8	2.9	7.2	3.2	7.6	3.1	7.3	3.2
50歳代	19.8	9.8	19.0	9.3	17.9	9.1	16.4	9.1	16.9	8.6	15.8	8.1	14.3	10.0	13.6	6.4	12.7	5.7	12.5	5.0	11.0	4.6	10.3	4.3	9.3	4.0	9.5	4.0	9.9	4.4	10.3	4.5	10.0	4.3
60歳代	21.0	12.1	19.1	12.2	17.8	12.0	16.6	10.1	16.8	10.2	14.5	10.0	9.7	6.9	14.7	7.8	15.2	7.4	15.7	7.4	15.8	7.7	16.0	7.3	16.4	6.9	16.6	6.9	17.0	6.9	17.1	6.8	17.3	7.4
70歳代	15.9	25.0	19.1	24.9	19.3	24.9	17.8	26.1	18.8	24.5	19.5	25.0	13.1	17.5	22.4	24.0	23.9	23.9	23.3	23.1	22.8	22.0	23.5	21.1	24.2	20.5	23.6	20.1	24.0	19.3	23.8	19.0	24.1	18.3
80歳以上	15.7	40.4	16.8	41.7	16.7	40.7	17.7	40.3	17.5	42.3	21.8	44.2	15.7	33.7	27.5	51.5	29.0	54.5	31.0	57.3	32.6	59.1	34.4	61.1	34.2	61.9	35.0	63.0	34.5	63.0	34.2	63.3	34.5	63.8

表5 2016年の申立人と本人との関係別件数

本人との関係	件数	%
総数	34,429	100
本人	4,364	12.7
配偶者	1,868	5.4
親	1,756	5.1
子	10,023	29.1
兄弟姉妹	4,340	12.6
その他親族	4,391	12.8
法定後見人等	552	1.6
任意後見人等	666	1.9
検察官	3	0.0
市町村長	6,466	18.8

るとき」に申立てを行うものと定められている³⁾。具体的には、親族に申立てを期待することができず、市町村長が本人の保護を図るために申立てを行うことが必要な状況にある場合に、申立てが行われる。新井(2017:5)は、「市区町村長申立ては、『成年後見の社会化』が端的に表現された制度であり、その増加は好ましい傾向にある」と述べている。

6) 成年後見人等と本人との関係別件数

2016年の認容終局事件として扱われた34,721件のうち成年後見人等と本人との関係についてみる

表6 申立人の推移

	(%)																	
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
本人	2.9	3.4	3.4	3.5	4.0	4.2	2.9	4.5	5.2	5.9	6.5	7.0	7.8	9.2	10.6	11.3	12.7	
配偶者	18.9	15.7	14.0	12.4	11.1	10.7	7.3	10.3	9.6	9.0	8.1	7.7	7.1	6.6	6.2	5.6	5.4	
親	9.7	9.2	11.2	13.3	12.7	11.9	30.5	9.5	8.1	6.8	6.6	6.1	5.9	5.3	5.6	5.5	5.1	
子	39.9	38.7	37.4	35.8	36.1	37.0	25.9	38.2	39.7	38.8	37.1	37.6	36.1	34.7	32.1	30.2	29.1	
兄弟姉妹	17.1	19.2	18.7	18.8	18.9	18.0	18.7	15.6	15.0	14.5	14.4	13.9	14.0	13.7	13.5	13.7	12.6	
その他親族	10.6	12.0	12.8	12.9	13.2	13.7	10.6	14.2	13.7	14.0	14.8	13.8	13.9	13.4	13.0	13.5	12.8	
法定後見人等	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.7	0.8	1.0	1.1	1.2	1.6	
任意後見人等	0.1	0.6	0.5	0.6	0.7	0.8	0.6	1.1	1.1	1.3	1.4	1.5	1.3	1.4	1.6	1.7	1.9	
検察官	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
市町村長	0.5	1.1	1.9	2.5	3.0	3.3	3.1	6.1	7.0	10.3	10.3	11.7	13.2	14.7	16.4	17.3	18.8	

表7 成年後見人等の推移

	(%)																	
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
配偶者	18.6	14.2	12.7	10.8	9.4	8.5	6.0	8.6	7.6	6.8	5.7	5.5	4.3	3.5	3.1	2.4	2.4	
親	9.6	8.5	10.7	12.5	11.3	10.7	28.2	7.9	6.2	5.1	4.4	4.1	3.7	2.9	2.5	2.3	2.1	
子	34.5	32.6	30.8	29.2	29.5	30.4	21.3	31.7	32.5	30.9	28.8	28.7	25.3	22.8	18.7	15.8	15.2	
兄弟姉妹	16.1	17.6	17.2	16.9	16.8	15.6	18.2	12.0	11.0	9.8	8.8	8.0	7.2	6.1	5.1	4.2	3.8	
その他親族	12.1	13.0	12.7	13.1	12.5	12.2	9.2	12.0	11.2	10.9	10.9	9.4	8.0	6.9	5.6	5.1	4.7	
弁護士	4.6	7.7	7.0	6.6	7.2	7.7	5.2	7.7	9.1	9.1	10.2	11.1	14.3	17.6	20.4	22.9	23.2	
司法書士			5.7	7.0	8.1	8.2	6.3	10.5	11.4	13.6	15.6	16.5	19.8	21.9	25.6	27.0	27.1	
社会福祉士			1.3	2.2	2.8	3.3	2.9	5.3	6.6	8.1	8.9	9.3	9.7	10.0	9.9	10.7	11.5	
税理士												0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
行政書士												2.4	2.6	2.6	2.5	2.4	2.3	
精神保健福祉士												0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	
市民後見人												0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.8	
社会福祉協議会												1.2	1.2	1.7	2.0	2.4	2.6	
法人	0.4	0.6	0.6	0.5	0.7	1.0	1.2	1.8	2.0	2.6	3.4	2.6	2.7	2.9	3.3	3.4	3.7	
知人	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	0.5	0.4	0.3	0.5	0.5	
その他	3.2	4.9	0.6	0.5	1.0	1.9	1.2	1.9	2.0	2.5	2.9							

と、親族後見は9,759件（28.1%）、第三者後見は24,962件（71.9%）であった。親族後見の内訳は、子が最も多く5,273件（15.2%）、次いでその他の親族が1,624件（4.7%）、兄弟姉妹が1,323件（3.8%）、配偶者が821件（2.4%）、親が718件（2.1%）の順であった。第三者後見のうち専門職の件数は22,344件（64.4%）、法人の件数は2,181件（6.3%）、市民後見人は264件（0.8%）でその他個人は173件（0.5%）であった（表7）。

過去17年の推移をみると、2012年に成年後見制度が開始後初めて親族後見と専門職後見が逆転し、2016年には専門職後見が全体の約7割を占めている（図1）。専門職後見人の内訳は、2002年では弁護士762件（50.0%）、司法書士621件（40.7%）、社会福祉士142件（9.3%）と社会福祉士は1割にも満たない状況であったが、2016

年には司法書士9,408件（42.1%）、弁護士8,048件（36.0%）、社会福祉士3,990件（17.9%）であった。弁護士が割合を減らすなか司法書士と社会福祉士が増やしており、社会福祉士は約2倍に増加している（表8）。

専門職後見が増加している要因として、各専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センターリーガルサポート、権利擁護センターばあとなあ等）による成年後見人等の受任調整や、サポート体制の整備されてきたこと、また、本人に身近な親族がない事例、親族間に紛争がある事例、本人に対する虐待が疑われる事例など、親族ではない第三者を選任することが望ましい事例が増加していることがあげられる。河端（2011：124）は、「専門家ではなく親族が後見人を担うことは成年被後見人との関係上必然的な成り行きであるが、逆に

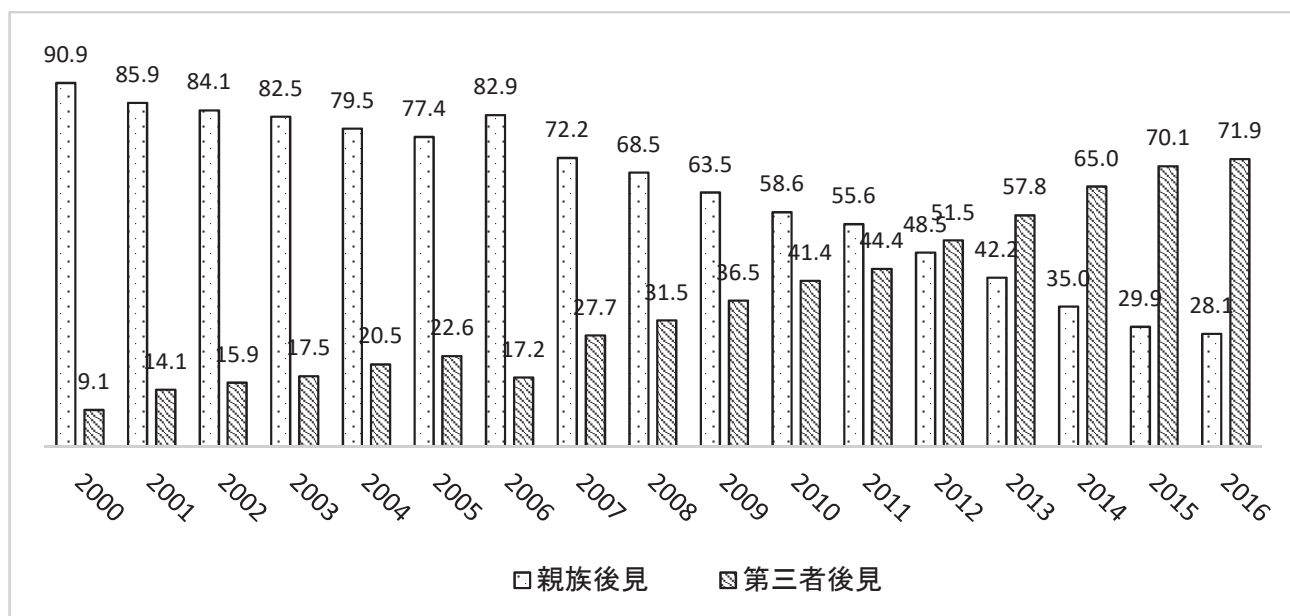


図1 親族後見と第三者後見の割合の推移

表8 専門職後見人（内訳）の推移

	（%）																	
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
弁護士	100	100	50.0	41.8	39.8	40.1	36.1	32.8	33.6	29.6	29.4	28.1	30.7	33.6	34.9	36.2	36.0	
司法書士			40.7	44.3	44.8	42.7	43.8	44.7	42.1	44.2	44.9	41.7	42.4	41.8	43.6	42.7	42.1	
社会福祉士			9.3	13.9	15.5	17.2	20.1	22.6	24.3	26.1	25.7	23.5	20.8	19.1	16.9	16.9	17.9	
税理士												0.6	0.5	0.5	0.3	0.4	0.3	
行政書士												6.0	5.5	4.9	4.2	3.7	3.6	
精神保健福祉士												0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	

言えば親族間でトラブルがある場合、成年後見人の効力は逆効果を生む可能性がある」とし、「さらに権利侵害がなされているケースなど親族が関わる成年後見については表に現れにくい潜在的な問題が存在している」と述べている。また、社会福祉士の増加の要因には、必要性和制度認知及び受け入れ体制整備が進み、需要度が増していることが考えられる（安藤 2011）。

社会福祉士による後見等の受託件数が大きく増加したのは2006年度である。2006年は、改正介護保健法の施行により、地域包括支援センターの必須業務として総合相談・権利擁護業務等が位置づけられた年である。また、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）が施行された年で、地域生活支援事業として権利擁護相談が盛り込まれた。さらに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）も施行された。これらの法改正や法整備によって、成年後見制度の利用が促進されたことが受任件数

の増加につながったと考えられる（星野 2015）。

専門職後見の内訳では、社会福祉士は2009年に26.1%まで増加するが、その後は減少に転じ、2016年には17.9%となっている。受任できるマンパワー養成の視座に加えて背景には、2009年から社会福祉士による後見活動において不祥事案件が続いたことをうけ、量から質の転換が社会的要請となり不祥事防止に向けてチェック体制の強化などの取り組みが全国的に行われたことが考えられる。

7) 鑑定期間・鑑定費用

後見及び保佐については、精神鑑定が原則として必要とされているが、成年後見関係事件の終局事件のうち、鑑定を実施した割合は、概況調査にはじめてデータが示された2007年の40.4%が最も高く、その後は減少を続け2016年には最も低い9.2%となっている（表9）。これは制度施行後の運用による知見の蓄積と診断書の書式の工夫によって、診断書等の情報から鑑定を行う必要のない事案が認められたことから、申立人に無用な費用と時間の負担の軽減の観点から鑑定が実際される割合が減少していると考えられる（小野 2010）。

2016年の鑑定期間は、1か月以内のものが最

表9 鑑定を実施した事案割合の推移

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
鑑定実施割合	40.0	27.3	21.4	17.7	13.1	10.9	10.9	10.8	9.6	9.2

表10 鑑定期間の推移

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
1月以内	44.4	39.4	40.6	41.6	40.6	43.9	48.1	51.2	49.9	52.1	53.8	54.8	55.9	56.6	55.7	54.6	55.0
1月超え2月以内	40.0	38.8	37.5	37.0	38.9	37.6	34.2	34.5	35.2	35.0	34.5	34.4	33.6	33.0	34.7	36.1	34.9
2月超え3月以内	10.3	12.7	13.0	12.1	12.0	11.1	9.9	8.3	8.0	7.4	7.1	6.9	6.2	7.4	6.6	6.3	6.6
3月超え4月以内	3.0	4.5	4.0	4.0	3.5	3.5	3.4	2.9	3.2	2.7	2.2	1.8	2.4	1.5	1.4	1.7	1.8
4月超え5月以内	1.0	1.9	1.7	2.0	1.7	1.3	1.5	1.2	1.4	1.1	1.1	0.8	0.7	0.6	0.8	0.5	0.8
5月超え6月以内	0.4	1.1	0.9	1.1	1.0	0.8	0.9	0.6	0.8	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.1
6月超え	0.9	1.6	2.3	2.2	2.2	1.8	1.9	1.4	1.5	1.1	0.7	0.6	0.7	0.4	0.4	0.3	0.7

表11 鑑定費用の推移

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
5万円以下	25.3	30.0	35.6	37.2	40.4	39.9	47.7	56.9	62.0	63.3	66.9	68.3	68.9	67.0	63.0	60.9	61.9
5万円超え10万円以下	64.5	62.6	60.3	60.0	56.8	58.0	50.6	41.6	36.4	34.9	31.9	30.6	29.7	30.8	35.0	36.6	35.9
10万円超え15万円以下	6.7	4.9	3.4	2.2	2.1	1.7	1.5	1.3	1.3	1.6	1.1	1.1	1.2	2.0	1.7	2.0	1.5
15万円超え20万円以下	2.3	2.0	0.6	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5
20万円超え	1.2	0.5	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.2

も多く全体の55.0%で約半数を占めている（表10）。2016年の鑑定費用については、5万円以下のものが全体の61.9%を占めており、全体の97.8%の事件において鑑定費用が10万円以下であった。過去17年の推移にみる鑑定期間の短縮化と鑑定費用の低額化は、「成年後見制度における鑑定書作成の手引」や「成年後見制度における鑑定書書式《要点式》」の利用により定型化された鑑定書の定着が進められたことが要因として考えられる。

8) 申立ての動機

2016年の申立ての動機は、預貯金等の管理・解約が28,254件（42.4%）、次いで身上監護が12,768件（19.2%）、介護保険契約が6,619件（9.8%）、不動産の処分が6,463件（9.7%）、相続手続きが5,858件（8.8%）、保険金受取が2,646件（4.0%）、訴訟手続き等が1,922件（2.9%）、その他が2,102件（3.2%）であった（表12）。財産に関わる法的処理を必要とすると判断されるケース（預貯金の管理・解約、

不動産の処分、相続手続き、保険金受取）が約7割を占め、親族以外の第三者が成年後見人に選任される際、これらの専門知識を有する弁護士、司法書士にウエイトが置かれている。過去17年間の推移をみると、申立動機としては財産管理処分が中心であるが、身上監護も増大している（表13）。

9) 後見制度支援信託

後見制度支援信託とは、成年被後見人または未成年被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みで、最高裁判所の主導により2012年2月1日に親族後見人への不正の防止を図ることから導入された。2014年に後見制度支援信託を利用するために、後見人が代理して信託契約を締結した成年被後見人及び未成年被後見人の数は2,754人で、後見制度支援信託が始まった2012年の98人から大きく増加している。また、2014年に信託された金銭の割合は、2,000万円以下が37.0%、2,000万円超え5,000万円以下が44.5%、5,000万円超え1億円以下が14.2%、1億円超えが4.2%であった。2014年の平均額は約3,600万円、2013年の約3,700万円、2012年の約4,300万円と比べると減少傾向にある（表14）。

後見制度支援信託は本人の意思、自己決定の尊重を旨とする成年後見制度の根本理念をないがしろにする危険性があるとして、日本弁護士連合会をはじめ成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会などの関係団体より大きな危惧が示されており⁴⁾、その運用については慎重な対応が求められている（小野 2014）。

表12 2016年の申立て動機

申立て動機	件数	%
預貯金等の管理・解約	28,254	42.4
保険金受取	2,646	4.0
不動産の処分	6,463	9.7
相続手続	5,858	8.8
訴訟手続き等	1,922	2.9
介護保険契約	6,619	9.9
身上監護	12,768	19.2
その他	2,102	3.2

表13 申立ての動機の推移

申立て動機	（%）																
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
財産管理処分	62.5	63.2	60.4	60.1	58.7	58.1	49.4	60.4	60.0	56.5	53.8	55.4	55.7	55.5	56.0	55.8	56.1
遺産分割協議（相続手続）	11.5	11.3	9.9	9.4	9.3	9.5	6.0	8.5	9.3	9.7	9.7	9.8	9.2	9.1	8.9	8.7	8.8
訴訟手続等	5.2	4.7	3.9	3.5	3.7	3.4	1.9	2.6	2.7	3.0	2.6	2.8	2.9	2.7	2.6	2.7	2.9
介護保険契約	2.0	2.2	3.4	3.8	3.6	3.4	7.3	4.3	4.4	5.6	7.3	16.5	17.4	18.0	18.3	17.0	9.9
身上監護	15.9	16.7	18.7	17.4	19.1	16.9	21.5	18.6	18.3	20.0	20.8	13.0	12.4	11.8	11.2	13.1	19.2
その他	2.9	1.9	3.7	5.8	5.7	8.7	13.9	5.6	5.2	5.2	5.2	2.6	2.4	2.8	2.9	2.7	3.2

※ 2011から項目が変更されたため保険金受取・不動産処分を財産管理としている

※ 2010までの遺産分割協議を相続手続としている

表14 後見制度支援信託

対象期間	信託契約を締結した人数	信託した金銭の平均額
2012年2月～12月	98人	約4,300万円
2013年1月～12月	537人	約3,700万円
2014年1月～12月	2,754人	約3,600万円

Ⅲ. 成年後見制度の課題

2000年から2016年までの「成年後見関係事件に関する概況」を横断的に分析した結果、成年後見制度の6つの課題が浮き彫りとなった。

1. 利用者数に関する課題

成年後見の実利用者数は2016年末で約17万人となっており、国際的には決して多いとはいえないが、制度が施行された2000年当時と比べると増大している。しかし、潜在的ニーズとの関連でみればその利用状況は未だきわめて不十分な状況にあるが。成年後見制度の関する家庭裁判所の人的体制は、利用件数を増大に対応できる状態ではない(赤沼 2012)。

成年後見制度の利用対象となりうる認知症高齢者(2012年:462万人)、知的障がい者(2015年:57.8万人)、精神障がい者(2011年:365.5万人)を含めると合計で約885万人も存在するが成年後見制度の実利用者は2%にすぎない⁵⁾。また、厚生労働省は2015年1月「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～(新オレンジプラン)」を関係省庁と共同して策定し、認知症高齢者数は2025年には約700万人(約5人に1人)に達すると推計している。これは、介護保険制度の開始当初の推計値よりかなり多い数値となっている。被後見人の年齢の高齢化傾向が強まる中、成年後見制度の潜在的なニーズが増える傾向にある(土屋 2016)。

これらの潜在的ニーズを発掘・把握し、制度利用に結び付ける上で日常生活自立支援事業の活用が重要となる。日常生活自立支援事業は利用者の日常的金銭管理の他に比較的軽微な法律行為の代行を含む福祉サービスの利用援助として成年後見制度を保管する制度として位置づけられている

(山口:2014)。日常生活自立支援事業は判断能力を失う前段階におけるサービス提供であるが、2016年3月時点で実利用人数は49,791人、新規契約締結件数は12,854人と、知的・精神的障がい者をも含めて想定される潜在的ニーズを考えると、契約締結および実利用において不十分な利用にとどまっている。日常生活自立支援事業の利用がすすまない要因には、実施主体である社会福祉協議会における専門員および生活支援員の人員不足が指摘されている(山下 2015)。

2. 類型に関する課題

法定後見では、後見類型の利用がほかの類型に比べ圧倒的に多く、後見類型に偏重し補助類型や保佐類型の利用が極端に少ない。このような状況は、成年後見制度の創設の基本的な考え方とは乖離したものとなっている(新井 2011)。現行制度が導入されて以降、類型ごとの比率は、後見が約85%、保佐が約10%、補助が約5%とほぼ一貫している。これは、「裁判所や本人以外の申立権者といった支援者側にとって、後見という選択肢が最も都合がよいという要素が強い」(上山 2012:25)ことが要因と考えられる。

現行制度が採用した3種類の制度は、補助、保佐類型に代理権を付与し、補助から後見まで、切れ目なく連続的に柔軟かつ弾力的な措置を可能にしたものとされている(法務省民事局参事官室「成年後見制度の改正に関する要綱試案補足説明」(平成10年4月14日))。しかし、行為能力制限に関する限り、後見、保佐については、禁治産、準禁治産と変わらない(赤沼 2012)。また、上山(2012:26)は「既存の資格制限の影響を受けない補助はほとんど使われず、欠格事由が多数残存する後見の利用件数が著しく増大したため、結果的にはむしろ社会的排除の対象者が増えてしまったという事態を招いている」と指摘している。後見類型に

において一元主義がとられない背景には、対象事項ごとの必要性の判断が全面的に裁判所の裁量に委ねられることになり、家庭裁判所は1つ1つの事案について対象事項を洗い出して個別に必要性を判断することになるため、審理の長期化を招く恐れがあるという「成年後見制度の改正に関する要綱試案補足説明」を未だに踏襲していると考えられ早急な改善が必要であろう。

3. 鑑定に関する課題

16年間の推移をみると、鑑定を実施した割合が大きく減少し2016年には1割にも満たない状況にあり、鑑定が省略される割合が増えている。このような鑑定省略は、成年後見制度の課題であった審理期間が長いことによる利用の抑制への対応によるものと考えられ、実際にこの17年間に審理期間は短くなっている。

家事審判規則24条ただし書きにおいて、本人がいわゆる植物状態であると医師が診断している場合には、鑑定は不要である旨が規定されている。しかし、植物状態であるか否かではなく、申立書に添付される診断書と本人や申立人の陳述等から、明らかに後見類型相当と判断できる場合には、鑑定しない扱いとなっており、本人が他人と意思疎通不能な場合は本人面接もしない扱いとなっている（新井など2014）。

鑑定がなされない場合には、提出された診断書が家庭裁判所の判断の大きな拠り所となるが、診断書は医師であれば専門分野を問わずに記載することができる。白石（2011）は、鑑定書も診断書もいずれも医師の専門知識に基づいて作成されるため、両者に優劣の差はなく、まず主治医に鑑定を依頼する方策をとっているため、診断書と鑑定書で異なる判断が示される可能性は非常に低いと説明している。申立者や申立関係者からは、鑑定が省略されることで鑑定費用の負担が発生しないことを歓迎する向きもみられる。しかし、後見類型は未だ多くの欠格事由が存在しており、このような後見類型の発動について、新井（2010:5）は、「診断書のみで足りるとするのは妥当とは思えない。とりわけ鑑定が省略されると本人の面接も省略されるというのは人権上、さらには適正手続上多いに疑問であるといわざるを得ない」と指摘し

ている。

また、斎藤（2011）は、権限の範囲が広い後見類型のほうが支援者側の負担が少ないとの理由から、より行為能力の制限が大きい類型に該当することを望む申立関係者の存在を報告している。このような支援者側の論理は、成年後見制度の運用が後見類型に偏重する要因にもなっているとも考えられる。

成年後見制度は本人から権利を奪う、または制限することによって本人を保護する制度であるため、審判の判断根拠となる診断書・鑑定、本人との面接の適正さを担保することは重要である。今後さらに申立件数が増加することが見込まれる中、家庭裁判所の司法機能の拡張が求められる。

4. 申立てに関する課題

現行制度は申立主義を採用しており、その弊害に対して市町村長の申立制度を整備することで対応を図っている。市町村長申立ての割合は増加しており、2000年の0.5%から2016年には18.8%と全体の約2割を占めている。市町村長申立てが増加した背景には、虐待など親族による申立てが困難な事例や身寄りがない高齢者の事例が増えたことが考えられる。虐待事例では経済的虐待が成年後見制度につながりやすい傾向にあり、「虐待者自身が障害者であったり、生活困窮状態において虐待者が虐待という認識がない中で行政が介入し、成年後見人等がされることが少なくない」（星野2015:29）ことから、これらの事例ではソーシャルワーク専門職である社会福祉士が受任することが多い。このような市町村申立の事例は、「身寄りがない」、「家族関係が不和の状況にある」、「経済的な課題がある」、「重複障害をもつ」など、社会福祉の専門知識や技術を要する場合が多く、ソーシャルワーカーとしての専門性である包括的なアセスメントにもとづく社会福祉関連資源の活用が求められている（岡崎2005）。そのため、社会福祉士の受任案件の特徴として市町村長市立てによる事案が非常に多い。市町村長申立ては、2016年の「成年後見関係事件の概況」では全申立件数の18.8%であるが、「ばあとなあ受任状況（2016年1月末）」では37.4%と社会福祉士は全体よりも約2倍となっている（日本社会福祉士会

2017a)。また、低所得者の場合は、成年被後見人等が生活保護等の必要な社会保障制度を受けられるように関与することが求められることに加え、資産が少ない場合や資産がないことで後見報酬が低額・無償となり、受任者がみつからないことも多い。市町村長申立ての実施主体である市町村の実施体制の整備は未だ不十分であり、市町村ごとの格差も指摘されている。

成年後見制度の利用に向けた動きが強まるなか、2012年から法定後見制度の申立件数が減少に転じた要因として、潜在的ニーズを地域で発見し、成年後見制度へつなげていく仕組みが十分でない状況が考えられる。日常生活自立支援事業をはじめとした福祉関連制度や地域における見守り支援などと「つなぎ目」のない成年後見制度の利用を可能とするコーディネーターの配置が必要であろう。

5. 費用助成に関する課題

成年後見制度利用における費用については鑑定費用以外に、申立費用、登記費用、報酬などの費用が必要であり、資産の乏しい利用者には大きな負担となっている。この場合の費用助成として公的助成と私的助成があるがいれも不十分な状況にある。

公的助成には市町村による成年後見制度利用支援事業がある。これは成年後見制度を利用するために経済的に困難な者に対して、経費や成年後見人等の報酬の全部または一部を公的に負担する事業であるが、実施状況は高齢者関係（地域支援事業）では2012年で全市町村の68.7%であるのに対し、障がい者関係（地域生活支援事業）では2012年で40%にとどまっている。適用対象は当初は身寄りのない高齢者や市町村長申立てに限定されていたが、その後その枠が撤廃され、本人申立ておよび親族申立てにも拡大されたが運用は、未だ、市町村長申立て事案が中心となっているなど厳しい運用実態がみられる（田山 2012）。次に、日本司法支援センター（法テラス）が行う民事法律扶助がある。これには、法律相談援助の他に、書類作成援助と代理援助があり、一定の資力要件に基づき申立書作成費用、申立費用、鑑定費用等（但し、後見報酬は除外）の助成がなされる。しかし、法

テラスが申立てを行った場合には、成年後見制度利用支援事業の適用とならない場合もみられる。その場合には、受任後の後見報酬が保障されないことから、無報酬で後見活動を行わなければならない、受任調整が困難となっている。また、助成状況は財源不足に陥っており、国の抜本的財政措置が必要である。

私的助成としては、リーガルサポートによる「公益信託・成年後見助成基金」がある。これは後見報酬に対する助成であり、一定の年収以下の場合に原則月額1万円（上限2万円）、最長5年間の助成がなされる。平成2012年度の助成は271件3,100万円に至り、大幅に増加している。

費用助成については、公的助成を充実させるべきである。とくに成年後見制度利用支援事業について、必須事業とされた障がい者関連の支援事業を推し進め、運用については高齢者関連、障がい者関連の両者における助成対象を市町村長申立て事案に限定せず幅広く助成する運用が必要である。

6. 担い手に関する課題

これまでの推移をみると、2012年に親族後見と第三者後見の割合が逆転し、2016年には第三者後見が全体の約6割を占めている。第三者後見人のなかでも、特に専門職後見人の割合が約9割を占め、専門職後見人が主要な担い手となっている。

第三者後見の割合が増加している要因として、新井（2017：4）は、「『後見は家族が担う』という考え方からの脱却、すなわち『成年後見の社会化』が社会に浸透してきたという要因に基づくものではなく、裁判所が親族後見人の権限濫用懸念から親族後見人の選任を回避した結果だと述べている。また、専門職後見の増加について赤沼（2012：6）は、「後見は家庭内の問題とする古い考え方から、権利擁護的機能を重視するようにならわってきた」ことをあげている。しかし、潜在的な利用者数をみると専門職後見人で対応することは困難な状況にある。このような状況に対して、法人後見と市民後見人が注目されている。

法人後見は、2013年度より障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業として市町村の法人後見支援事業が必須事業として開始されるなど支援事業の推進が図られている。法人後見については、

社会福祉協議会をはじめ、社会福祉士会、成年後見センター・リーガルサポート、NPO法人などの取り組みが見られ、徐々に増加してきているが、2016年で6.3%（2,181件）しかなく、今後ますます取り組みを拡大する必要がある。

また、山下は（2015：19）は、「成年後見制度における専門職後見の担い手は限界状態にあるようである。その結果、市民後見人の取組みが期待されつつある」と述べており、担い手不足の解消として市民後見人への期待が高い。しかし、市民後見人については、法人後見支援員として活動している事案が多く、単独後見人としては成年後見人のわずか0.8%（264件）にしかすぎない。両者を含めて、本人と身近で、地域における日常的見守りときめ細かな対応をなしうる担い手として、市民後見人の養成と活用を進めることが求められている。2011年度には改正老人福祉法に基づき、厚労省により市町村を実施主体とした市民後見人の養成、活動の支援体の構築を目指した市民後見推進事業がモデル事業として実施されているが効果は十分ではない。

IV. 考 察

2000年から2016年までの「成年後見関係事件の概要」の分析から成年後見制度の課題を整理した。2000年に創設された成年後見制度は、国民にとって利用しやすい制度となるよう禁治産・準禁治産者制度で重視された財産保護から本人の権利擁護へと制度趣旨を変えたが、利用状況は極めて少ない。背景には、申立ての動機で預貯金の管理・解約が最も多く、依然、財産管理が重視され、社会生活において大きな支障が起こらない限り成年後見制度が利用されない状況がみられる。結果、後見類型への偏重がおこり任意後見制度や保佐・補助の利用は増えていない。また、後見人による本人の財産の不正利用を防止する観点により強調されたことで、法律専門職を中心とした専門職後見の割合は約7割まで増加している。さらに、市民後見や法人後見の環境整備が整わない中、担い手不足の問題をより深刻化させている。

成年後見制度の利用がすすまない背景には、成年後見制度が権利擁護支援の仕組みとして位置づ

けられておらず、成年後見制度の利用によって本人の生活が制度利用前と利用後で分断してしまう恐れがあると考えられる。本人が生活の切れ目なく成年後見制度を利用するためには、次の4点の改善が必要と考えられる。第1は、診断時における本人の生活状況の伝達である。本人の精神の状態を判断する医師に、本人の生活状況や必要な支援の状況が伝えられていないため、本人の残存能力が把握できずより重い類の後見類型が選択されやすい傾向がみられる。そのため、診断の際に医師に本人の生活状況を伝える仕組みが必要であろう。第2は、後見開始後のモニタリングである。後見等の開始後に、本人の生活状況のモニタリングがされておらず、本人を取り巻く環境が変化し本人の判断能力や生活状況が改善されたとしても類型が変更されることは少ない。後見等の開始後も本人の状況に応じた対応ができるようモニタリングの仕組みが必要と思われる。第3は、親族後見人や市民後見人のサポート体制の整備である。担い手不足の問題の解消には、親族後見人や市民後見人を増やしていくことが必要である。親族後見人や市民後見人と専門職後見人の複数後見を経て親族後見人や市民後見人の個人後見に移行する「2段階ロケット方式」や、親族後見人や市民後見人の個人後見から専門職後見人の個人後見に移行する「リレー方式」の活用が求められる。親族後見人や市民後見人が個人で受任できるように、親族後見人や市民後見人をチームで支える仕組みが必要である。第4は、本人の日常生活を見守り支える地域連携ネットワークの整備である。本人の日常生活を後見人等のみで支えることは大きな負担となる。本人やその親族、後見人等を支援する体制整備として地域連携ネットワークの活用が必要である。

以上から、成年後見制度において社会福祉士に期待される役割として以下の3点が示唆された。

1. 社会福祉関連制度の活用が必要な事例を個人で受任するプレイヤーとしての役割

2013年に親族後見と専門職後見の割合が逆転し、2016年には専門職後見が全体の約7割を占めるようになった。専門職後見が増加している背景には、身寄りのない認知症高齢者の増加に加え、

高度な法律知識や社会福祉関連制度の活用を必要とする事例が増えていることが考えられる。これらの困難事例は、親族後見で対応することは難しい。そのため、法的紛争性が強い事案については、高度な法律知識を備えた法律専門職である弁護士や司法書士が選任され、被後見人との関係形成や社会福祉関連サービスの活用が必要な事例では、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が選任されるといった事例の特性に応じた住み分けがみられる(図2)。

被後見人の高齢化や市町村申立てが増加する中、身寄りがなく地域社会からも孤立状態にある被後見人、経済的困窮や虐待を受けている被後見人に対する後見活動のニーズが高まっている。これらの事例は、財産管理に重点を置く弁護士や司法書士などの法律専門職には対応が難しい事例といえる。一方、専門職後見人の中でも、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士は、これらの事例への対応に必要な社会福祉関連制度や地域資源の活用に関する知識と技術を備えている。社会福祉士には後見制度で対応困難な事例において、被後見人に対する包括的なアセスメントに基づいてソーシャルワーク機能を統合的に発揮し、社会福祉関連制度や地域社会資源をコーディネートするプレイヤーとしての役割が期待される。

しかし、後見活動におけるソーシャルワーク機能の発揮は、身上監護を拡大解釈した事実行為として位置付けられる。上山(2010:68)は、「現行制度は、理念の上でこそ、利用者の身上監護面の重視を謳っているが、実体的な権限は旧制度と変わらず、身上監護面の支援に関する新たな法的権限(身上監護権限)を導入したわけではなかった」と述べており、後見人等に身上監護に関する権限がないと説明している。

身上監護に関する活動が事実行為として位置づけられる法解釈の中で、事実行為が容認されてきた背景には、緊急性が高く社会福祉関連制度や地域資源の活用が必要な事例に対して、行政やサービス事業者等の知識・技術の不足や社会資源そのものが存在しない場合には、後見人等が対応せざるを得ない状況にあることが考えられる。しかし、身上監護の拡大解釈は事実行為の拡大を招く恐れがある。内田(1999:111)は、「これは改正案の

限界ではなく、民法の限界であり、高齢者や知的障害者の福祉政策に関して、民法に過大な幻想を持つべきではない。逆にいえば、民法の外で、このような福祉に対する国家の責任が果たされなければならないのである」と身上監護に関わる活動は、社会福祉関連制度や地域資源を活用すべきと指摘している。社会福祉士が、事実行為を拡大させる背景には、ソーシャルワーカーとして被後見人への包括的なアセスメントによって、被後見人の地域生活上の課題も捉えていることが考えられる。被後見人を成年後見制度の利用者として捉えるのではなく、「地域の生活者」として捉えることは重要である。包括的なアセスメントによって可視化された地域生活課題は、安易に事実行為で対応するのではなく、社会福祉関連制度が機能するよう働きかけ、被後見人を中心とした見守り支援体制を身近な地域で構築することで対応することが必要である。

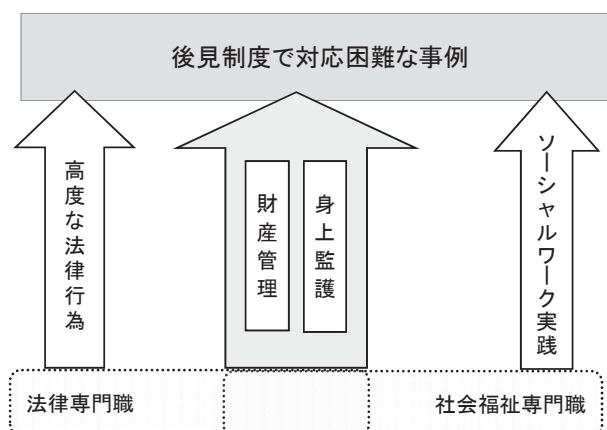


図2 後見制度で対応困難な事例への対応

2. 生活支援の視点から地域における権利擁護支援の仕組みをプロデュースする役割

多様な地域生活課題を抱える事例が増加している中、社会福祉関連制度政策の未整備や身近な地域で支え合う体制が構築されていない環境で後見活動を行うことは、後見事務以外の事実行為にあたる活動を親族や関係機関から求められる場面が増えることが考えられる。また、このような事例は、被後見人とのコミュニケーションが困難で、報酬が低いまたは発生しない場合も多い。さらに、保佐類型や補助類型の場合には、各種サービス事

業者や地域との関わりが後見類型より増える場合が多く、その関係調整に多くの時間が費やされる。このような後見人等の負担が大きい事例の場合、担い手の確保が困難となり、後見人等が有する権限が大きい後見類型への偏重が発生していると考えられる。

社会福祉士は、ソーシャルワーク専門職としてこれらの事例に対応できる専門職後見人であるといえる。しかし、専門職後見人として社会福祉士が今後、大きく増える見込みはなく、十分な担い手となることは困難な状況にある。「日本社会福祉士会権利擁護センターぱあととなあ」の報告書をみると、2017年4月時点のぱあととなあ名簿登録者は7,876人で活動中の受任者は5,139人で受任件数は法定後見が19,107件で、類型別では後見が14,034件（71.3%）、保佐が4,019件（20.4%）、補助が1,054件（5.4%）となっている。また、個人別受任件数は、1件が1,848人（36.0%）、2件が1,101人（21.4%）、3件が631人（12.3%）、4件が373件（7.3%）、5件～9件の受任が720人（14.0%）、10件～19件の受任が350人（6.8%）、20件以上の受任が116人（2.3%）となっている（日本社会福祉士会：2017a）。社会福祉士の多くは弁護士や行政書士のように個人事務所を開設しているのではなく、社会福祉関連サービスを提供する組織に所属している。そのため、所属組織の業務と並行して後見活動を行うことが求められることから、受任件数が1件から2件程度となってしまう。近年は、独立型社会福祉士による後見活動も注目されており平均受任件数も約8件と多い（小川 2013）。しかし、勤務先別会員数における「独立型社会福祉士事務所等」は978人で社会福祉士の全体の2.5%となっている（日本社会福祉士会：2017b）。さらに名簿登録者では2017年10月時点で432名とさらに減少する（日本社会福祉士会：2017c）。

このような状況において、社会福祉士が専門職後見として、地域生活課題を抱える被後見人の担い手として機能することは困難であるため、社会福祉士による後見受任の仕組みを変えていく必要があると考える。

ソーシャルワーク専門職として後見活動を行う社会福祉士には、1人の被後見人を長期間担当す

るという「プレイヤー的役割」を担うだけでなく、後見人の立場から被後見人への包括的なアセスメントを行い、被後見人の安定と見守り支援体制を短期的に構築することで、市民後見や法人後見への移行が可能な仕組みづくりを行う「プロデューサー的役割」が期待される。

後見活動において、ソーシャルワーク実践が求められるのは、受任直後の被後見人の状態が不安定で必要な社会福祉関連資源とつながっておらず、地域から孤立している可能性が高い受任直後の時期が想定される。被後見人が安定し、地域で見守り支援体制が構築された後は専門職後見から市民後見や親族後見へ移行する仕組みが必要であろう。専門職後見から市民後見や親族後見への移行を可能とする新たな受任の仕組みとして、日常生活自立支援事業などから成年後見制度へのスムーズな移行体制を整備するとともに、岩間（2012）が提案する「2段階ロケット方式」、「リレー方式」などによって市民後見や法人後見への後見業務の引き継ぎが有効と思われる。

3. ソーシャルレポートを作成する役割

シームレスな権利擁護支援の仕組みとして成年後見制度を活用するには、成年後見制度を利用する以前の本人の生活状況と支援状況を踏まえた利用手続きと、後見開始後の本人のモニタリングが行われることが重要と考える。多くの事例では、成年後見制度を利用する以前に、本人が社会福祉関連制度を利用しサービス提供に係るアセスメントが行われていることが推測される。しかし、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度を利用する以前の本人の生活状況や支援状況に関する情報は、一連の利用手続きに十分に反映されていない。また、後見開始後は本人の生活状況や支援状況についてモニタリングがされていないため、本人の状況に応じた後見活動の内容の見直しや類型変更の検討が行われにくい状況にある。

この成年後見制度を利用する以前の「入口」と後見開始後の「出口」における本人および後見人等へのサポートとして、本人の生活状況や支援状況を整理した「ソーシャルレポート」の作成が必要と考えられる。この「ソーシャルレポート」は、本人の生活の包括的アセスメントから作成される

生活支援計画といえる。本人との関係形成を図り、生活状況を包括的にアセスメントし、本人の意思にもとづいた生活支援計画の作成は、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に今後、期待される役割であると考えられる。

V. おわりに

本研究では、2000年から2016年までの「成年後見関係事件の概況」を横断的に分析することで成年後見制度の課題を明らかにし、成年後見活動において社会福祉専門職に期待される役割について検討を行った。誰もががどの地域においてもシームレスな権利擁護の仕組みとして成年後見制度を利用できる体制の整備に向けて、社会福祉士には①社会福祉関連制度の活用が必要な事例を個人で受任するプレイヤーとしての役割、②生活支援の視点から地域における権利擁護支援の仕組みをプロデュースする役割、③「ソーシャルレポート」を作成する役割の3つの役割が期待される。

今後は、専門職後見から市民後見や親族後見への移行の可能性について、日常生活自立支援事業からのスムーズな移行体制の整備や「2段階チケット方式」、「リレー方式」などの視点から検討していきたい。

本研究はJSPS科研費(25380760)の研究活動成果の一部である。

注

- 1) 社会福祉関係者は、新設された民法858条「成年後見人は、成年被後見人の生活・療養看護・財産管理事務を行うにあたり、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」に着目し身上監護を中心とした成年後見活動を積極的に推し進めてきたが、民法858条の解釈、つまり身上監護に対する固有の権限と義務をみとめるかは議論が分かれている。法制審議会民法部会の部会長であった星野(2000:6)は立法過程を振り返り「改正後の成年後見制度は、身上監護を強化するものだ、という誤解があり、…身上監護制度への期待は幻想にしても大きいので、それにどう対処するか議論になりました」とし、内田(1999:111)も、「民法がかかわるのは、原則としてあくまで自己の財産を有する者(有産者)の取引行為であるから介

護を要する無産の高齢者や障害者に対しては何らかかわらない」と述べている。このような中、2017年3月の成年後見制度利用促進計画で成年後見制度の利用促進に向けた基本的な考え方が示された。そこでは、「成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする」と福祉的視点を意識した制度運用の方向性が示された。本稿では、成年後見制度利用促進計画を踏まえ、成年後見制度を本人の財産保護だけでなく権利擁護も含むものと捉える。

- 2) 2000年から2007年までは4月から翌年3月までが対象期間で、2008以降は1月から12月に変更されたため、一部重複があり正確な統計とはいえない点には留意する必要がある。
- 3) 老人福祉法32条、知的障害者福祉法27条の3、精神障害者福祉法51条の11の2
- 4) 後見制度支援信託の導入にあたって、日本弁護士連合会は、2011年3月27日「最高裁判所提案『後見制度支援信託』に関する意見書」および、2011年10月18日「最高裁判所提案の『後見制度支援信託』導入の条件及び親族後見人の不祥事防止策についての意見書」で反対の意見を表明している。理由として、①本人財産の固定化を招く。柔軟な財産管理という後見制度の趣旨に逆行する。②日常的な財産管理や身上監護の面で、家裁の後見監督機能の後退を招く。③本人が形成した資産を本人の意思を確認することなく換金するものであり、自己決定権を侵害すると同時に、遺言が作成されている場合には、遺言をした本人の意思を無視することになる。④地域金融機関などの社会的合意が得られていない。⑤後見人の権限縮小という障害者権利条約の内容と整合しない。⑥適用対象が親族後見人の事案に限定されず、拡大するおそれがある。
- 5) データの出典は、65歳以上の認知症高齢者数は内閣「平成29年版高齢社会白書」、18歳以上の知的障害者数および精神障害者数は内閣府「平成29年障害者白書」からである。

文 献

- 赤沼康弘(2012)「成年後見制度の現状と課題」赤沼康弘編『成年後見制度をめぐる諸問題』新日本法規出版、3
- 安藤隆年(2011)「成年後見制度における社会福祉士の専門性に関する研究」『中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要』12、67-75
- 新井誠(2005)「成年後見制度施行後の運用」『成年後見法と信託法』有斐閣
- 新井誠(2010)「成年後見制度施行10年を振り返って—制度の現状と課題」『法律のひろば』63(8)、4-8
- 新井誠(2011)「日本の成年後見法の展望—あるべき姿を求めて—」『実践成年後見』No.36、p129-141
- 新井誠・赤沼康弘・大貫正男編(2014)『成年後見制度—法の理論と実務第2版』有斐閣

- 新井誠 (2017) 「成年後見制度の現状と課題」『法律のひろば』70 (2), 4-13
- 福田幸夫 (2004) 「成年後見制度とソーシャルワークの実践：後見活動における社会福祉士の役割に関する考察」『筑紫女学園大学紀要』16, 215-232
- 福島喜代子 (1999) 「成年後見制度におけるソーシャルワーカーの役割」『社会福祉学』39 (2), 118-133
- 星野英一 (2000) 「インタビュー 成年後見制度と立法過程—星野英一先生に聞く」『ジュリスト』1172, 2-16
- 延命政之 (2012) 「高齢者虐待防止法と成年後見」赤沼康弘編『成年後見制度をめぐる諸問題』新日本法規出版, 387
- 星野美子 (2015) 「社会福祉士会における後見人の職務のあり方に関する取組み (第11回学術大会 統一テーマ 後見人の職務：監督体制も含めて)」『成年後見法研究』, 28-33
- 法務省民事局参事官室 (1998) 『成年後見制度の改正に関する要綱試案補足説明』金融財政事情研究会
- 池原良毅 (2016) 「日本の成年後見制度の問題点」『福祉労働』152, 21-301
- 飯田勝巳 (2004) 「成年後見制度の現状と課題」『帝京短期大学紀要』13, 75-81
- 池田恵利子 (2002) 「ばあとなあ—設立経緯と意義、活動状況」『法学セミナー』47 (11), 51-53
- 池田恵利子 (2007) 「高齢者自立支援としての後見実践」『老年精神医学雑誌』18, 398-9
- 岩間伸之 (2012) 「『市民後見人』とは何か：権利擁護と地域福祉の新たな担い手」『社会福祉研究』113, 9-16
- 鎌田真理子 (2000) 「成年後見制度と権利擁護制度の考察：社会福祉士の役割と今後のあり方」『帯広大谷短期大学紀要』38, 149-159
- 河端啓吾 (2011) 「社会福祉士が担う成年後見の現状と特性」『関西福祉科学大学紀要』15, 123-133
- 内閣府 (2017a) 「成年後見制度利用促進基本計画」(<http://www.cao.go.jp/seinenkouken/keikaku/pdf/keikaku1.pdf.2017.11.23>)
- 内閣府 (2017b) 「平成29年版高齢社会白書」http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/gaiyou/s1_2_3.html, 2018.2.3
- 内閣府 (2017c) 「平成29年障害者白書」(<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h29hakusho/zenbun/pdf/ref2.pdf, 2018.2.3>)
- 日本社会福祉士会 (2017a) 『日本社会福祉士会ニュース』186, 1-20
- 日本社会福祉士会 (2017b) 「勤務先別会員数」(https://www.jacsw.or.jp/kaiin/01_shiryo/kaiinTokei/files/2016/do3.pdf.2017.11.23)
- 日本社会福祉士会 (2017c) 「独立型社会福祉士名簿登録者一覧」(http://www.jacsw.or.jp/17_dokuritsu/ichiran/01.html.2017.11.23)
- 大曾根寛 (2000) 「無能力者制度から成年後見制度へ」『成年後見と社会福祉法制：高齢者・障害者の権利擁護と社会的後見』法律文化社, 131-149
- 小川幸裕 (2013) 「独立型社会福祉士の事業形態にみる実態と課題」『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』13, 1-14
- 小田正二 (2010) 「成年後見関係事件の概況と家裁における運用の実情」『法律のひろば』63 (8), 18-26
- 小野義美 (2014) 「成年後見制度の現状と課題：施行14年の検証」『熊本ロージャーナル』9, 17-34
- 岡崎利治 (2005) 「社会福祉士が権利擁護に果たす役割」『九州保健福祉大学研究紀要』6, 19-26
- 斎藤正彦 (2009) 「高齢者精神医学における法と倫理的側面」日本老年精神医学会編『改訂・老年精神医学講座総論』ワールドプランニング
- 斎藤正彦 (2011) 「成年後見鑑定の現状と課題」『法と精神医療』26, 65-75
- 齋藤友子 (2013) 「社会福祉士の成年後見業務に関する考察—社会福祉士後見人の業務の特徴と報酬—」『社会福祉士』20, 34-42
- 白石弘巳 (2011) 「成年後見鑑定の現状と課題 (特集 成年後見制度の10年と老年精神医学)」『老年精神医学』22 (4), 421-427
- 佐藤彰一 (2016) 「日本の成年後見制度の現状と課題—成年後見制度利用促進法と権利擁護」『賃金と社会保障』No1661, p42-61
- 白井典子 (2005) 「介護保険契約における成年後見制度の利用 (特集 成年後見制度—施行後5年を振り返って)」『法律のひろば』58 (6), 35-40
- 田山輝明 (2012) 「成年後見制度の実務上の課題—法改正が望まれる点を含めて—」『成年後見制度と障害者権利条約：東西諸国における成年後見制度の課題と動向』三省堂
- 田山輝明 (2016) 『成年後見読本』三省堂
- 土屋耕平 (2016) 「市民後見と福祉行政」『中央学院大学法学論叢』29 (2), 211-235
- 床谷文雄 (2001) 「成年後見制度の仕組みと課題」『別冊発達』25, 52-61.
- 上山泰 (2010) 「身上監護の法的根拠—民法858条の意義—第2版」『専門職後見人と身上監護』民事法研究会
- 上山泰 (2012) 「3類型制度の課題」赤沼康弘編『成年後見制度をめぐる諸問題』新日本法規出版
- 内田貴 (1999) 『民法 [第2版] I』東京大学出版会
- 山門優 (2005) 「成年後見関係事件の概況 (特集 成年後見制度—施行後5年を振り返って)」『法律のひろば』58 (6), 10-15
- 山口理恵子 (2014) 「日常生活自立支援事業と任意後見制度の一体的実施による地域生活支援システムの構築に関する研究—やすらぎ生活支援事業の検証を通じて—」『長野大学紀要』35 (3), 35-46
- 山下興一郎 (2015) 「地域福祉と日常生活自立支援事業」『実践成年後見』58, 12-21